

第44号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年9月26日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第九号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「育児休業」を「育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）」に改め、同号に次のように加える。

- ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業
- イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業

付 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(案)

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条から第四条まで（略）</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第五条及び第六条の規定による週休日、勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあつては二分の一日とし、第十号に掲げる期間にあつては三分の一日とする。）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあつては二分の一日とし、第十号に掲げる期間にあつては三分の一日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>一から五まで（略）</p> <p>六 <u>育児休業法第二条第一項の規定による</u>育児休業<u>（次に掲げる育児</u></p>	<p>第一条から第四条まで（略）</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第五条及び第六条の規定による週休日、勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあつては二分の一日とし、第十号に掲げる期間にあつては三分の一日とする。）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあつては二分の一日とし、第十号に掲げる期間にあつては三分の一日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>一から五まで（略）</p> <p>六 育児休業中の職員として在職した期間</p>

休業を除く。） 中の職員として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員
の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）第
三条の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休
業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの
期間を合算した期間）が一月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員
の育児休業等に関する条例第三条の二に規定する期間内にある育
児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間
（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期
間）が一月以下である育児休業

七から十二まで （略）

第二項から第五項まで （略）

付 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（新設）

（新設）

七から十二まで （略）

第二項から第五項まで （略）